

感染症等運営業務にかかる公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 感染症等運営業務に係るプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 プロポーザルに応募した者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者を決定した者をいう。

(募集要項の作成)

第3条 県は、プロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成する。

- (1) プロポーザルの実施の趣旨に関すること。
- (2) プロポーザルに応募することができる者の資格に関すること。
- (3) プロポーザルへの応募の手続きに関すること。
- (4) 募集要項の内容についての質疑の手続に関すること。
- (5) 応募に係る図書（以下「応募図書」という。）の種類及び著作権の帰属、提出した応募図書の取扱方法等に関すること。
- (6) 応募に要する費用に関すること。
- (7) 当選者の選定方法及び発表に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 県は、募集期間として、プロポーザルの募集を開始した日から起算して 10 日以上期間を設けるものとする。

(説明会の開催)

第5条 県は、必要があるときは、プロポーザルの募集を開始した後、説明会を開催することができる。

(質疑の通知)

第6条 県は、第3条第4号の内容がプロポーザルに応募しようとする者に周知しなければならないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

(応募図書)

第7条 プロポーザルに応募しようとする者は、県が別に定める期限までに、応募図書を提出しなければならない。

2 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

3 応募図書は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。

4 県は、提出された応募図書を応募者に返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 県は応募者のうちから業務を委託する相手方を選定するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(当選者の決定)

第9条 県は、審査委員会の審査の結果に基づき、当選者を決定する。

(当選者の通知)

第10条 県は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知する。

(事務の所掌)

第11条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県保健医療部疾病対策課が所掌する。

第12条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、兵庫県保健医療部疾病対策課が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年5月29日から施行する。